

【論文】

将軍家奥向きの経済—御用取次見習の記録から—

松尾 美恵子*

目次

はじめに

1. 「安政二卯年 年番取扱覚」について

- 1) 筆者について
- 2) 御用取次見習の仕事・役割

2. カネとモノの出入り

- 1) 安政2年御小納戸入用について
- 2) モノの調進・年貢・買上
- 3) 献上品のリサイクル
- 4) モノづくりの場

3. 将軍をとりまく人々—手当と褒美—

- 1) 家族
- 2) 侍臣たち
- 3) 大奥女中

おわりに

キーワード 江戸城 奥 御小納戸入用 献上 被下物 大奥女中

はじめに

本稿は江戸東京博物館に所蔵されている「安政二卯年 年番取扱覚」と題する史料を紹介し、分析することによって、江戸城の主である将軍の経済生活の一端を明らかにしようというものである。江戸幕府の財政史は大野瑞男氏、大口勇次郎氏、飯島千秋¹⁾氏をはじめとする先学の研究があるが、将軍の身の経済については、史料的な制約もあり、ほとんどわかっていない。ここで紹介する「安政二卯年 年番取扱覚」は将軍の側近く仕える幕臣が安政2年(1855)の一年間、自分の仕事の備忘のために書き留めたものであるが、13代将軍家定の暮らし¹⁾がわかる貴重な史料である。その一部を引用しながら稿を進めるが、別に全文を翻刻したので、適

*学習院女子大学教授

宜参照されたい。

さて周知のように、将軍の居城である本丸御殿は、南北に長い建物で、南から北に向かって、表・奥²⁾・大奥と、三つのエリアに分かれていた。表は幕府の政庁で、さまざまな儀式が行われたところである。奥は将軍が日常生活し、政務をとっていたところである。大奥は将軍の家族生活の場で、正室（御台所）・生母・子どもたち・側室とこれに仕える女中たちがいたところである。表と奥と大奥にはそれぞれの職制と経済制度があり、本稿の対象とするところは奥であるが、奥には大奥に関連する部分もあるので、一部大奥のことにも言及する。

1. 「安政二卯年 年番取扱覚」について

史料の分析に入る前に、史料自体の説明をしておく。

1) 筆者について

まず「安政二卯年 年番取扱覚」の筆者を明らかにしておきたい。筆者は蜷川相模守親寶（ちかとみ³⁾）という人物である。当時小姓組番頭格御用取次見習という役職についていた。図1は、

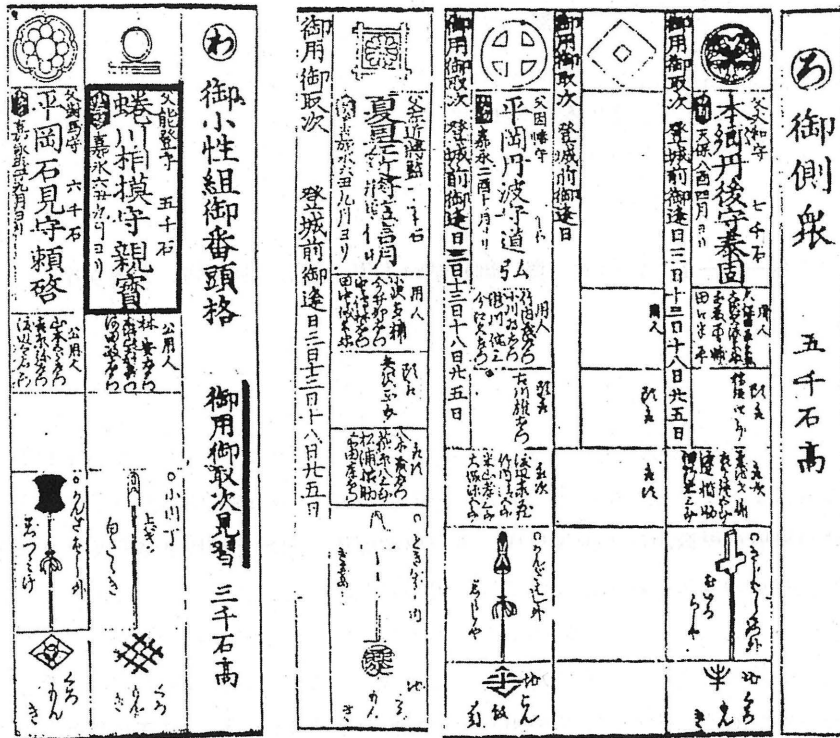


図1 「安政武鑑」より抜粋

同年の「安政武鑑」⁴⁾からの抜粋であるが、平岡石見守頼啓（よりひろ）と二人でこの役を勤めている。

「安政二卯年 年番取扱覚」の見返しに、「年番奥之番」として、「御金 岡三四郎」と「御召物 井関次郎右衛門」の名がある。奥之番というのは、将軍の身近に仕える小納戸の分掌のひとつで、御手元金や衣服の管理をしていた役人である。⁵⁾なかの記事もお金や反物の出入りのことが多かったので、当初私はこの史料を奥之番が記録したものと考えていた。しかし史料を読み進めていくと、「自分引二付、石見守江頼」（自分は出仕しないので、石見守に頼む）（2月2日条）という記事や「丹後守殿・丹波守殿・石見守・自分 御召下頂戴」（12月朔日条）（丹後守殿・丹波守殿と石見守・自分が将軍の御召しになった着物を賜った）といった記事が出てくる。この「自分」とは誰かを探る内、蛭川親寶であることが判明した。再度「安政武鑑」（図1）に注目されたい。史料中、「殿」の敬称のついている「丹後守殿・丹波守殿」は「御側衆」の欄に出ている御側御用取次の本郷泰固と平岡道弘であり、敬称のない「石見守」は同僚の平岡頼啓（よりひろ）であることがわかる。

そもそも「安政二卯年 年番取扱覚」は旗本の蛭川家の文書⁶⁾であり、そのことを念頭におけば、史料の筆者が蛭川家の人間であることは容易に推測されるところである。蛭川家は室町幕府政所代を勤めた中世以来の名家で、江戸時代には旗本になった家、尾張藩に仕えた家、京都の東寺の公人（くにん）の家などに分かれている。⁷⁾旗本は2家あり、蛭川親寶の家は祖父の親文（ちかぶん）が家慶付きの御側御用取次となり知行高820石から5000石まで加増されており、父の親常は大奥を管理する御留守居の役を勤めた。親寶の略歴は次の通りである。⁹⁾

文政2年12月12日 御小納戸（新規召出）
文政8年12月13日 若君（家祥）付き御小性
天保2年8月7日 西丸御小性頭取
嘉永5年9月12日 西丸御用御取次見習（切米2000俵）
嘉永6年9月15日 本丸へ、御小性組番頭格御用御取次見習
嘉永7年3月25日 家督相続（高5000石）
安政4年9月13日 御用御取次
文久2年11月15日 隠居

祖父の代に小納戸に登用され、家定付の小性から、小性頭取を経て安政2年当時は小性組番頭格御用御取次見習、その後御用御取次になっている。父祖の代より将軍側近として頭角をあらわした、歴々の旗本であったといえる。

2) 御用御取次見習の仕事・役割

ここでは蛭川親寶の担っていた御用御取次見習の仕事・役割について簡単に見ておきたい。

御側御用御取次は8代将軍吉宗が設置した役職で、通常2～3名、将軍と老中以下諸役人の間

▼印は御目見え以下。六尺などは省略した。人数は文政5年(1822)の「文政武鑑」による。

本図は、深井雅海『図解・江戸城をよむ』(原書房、1997年)掲載の図を改変して作成した。

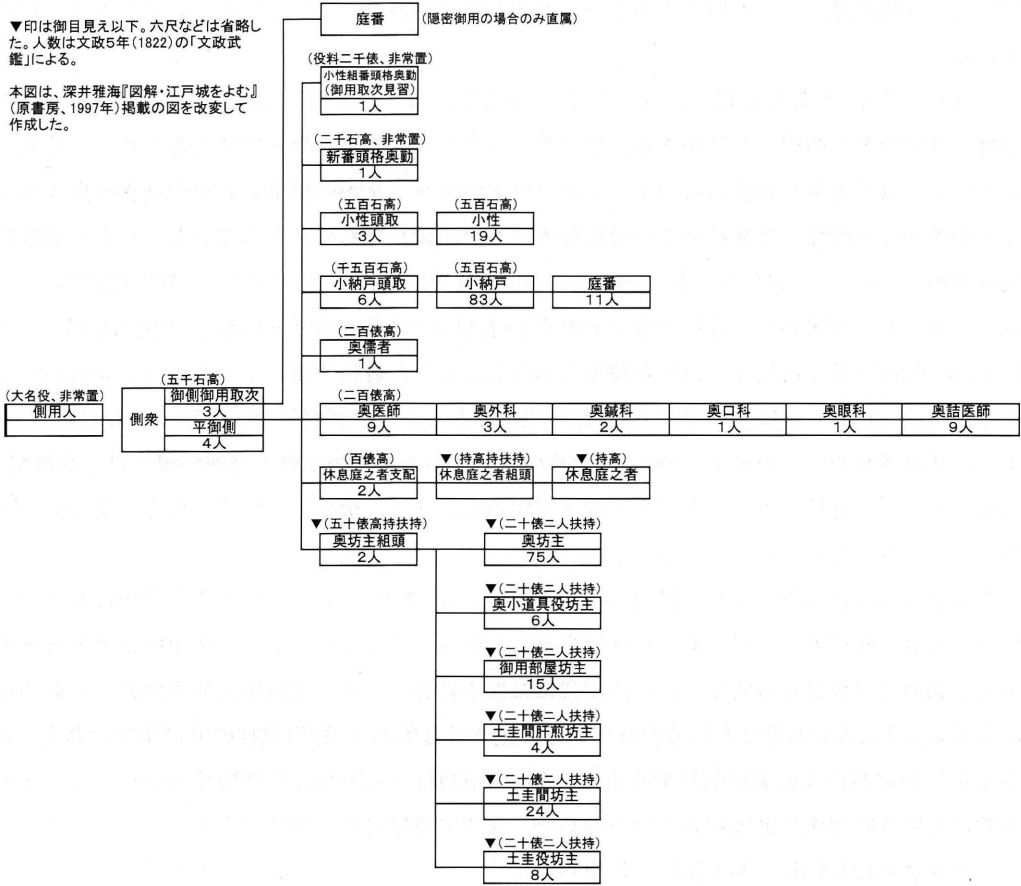


図2 奥の職制図

にあり、未決・機密の重要事項を取次ぐ役で、将軍の相談役になることもあった。毎日出勤し、奥の談部屋(だんじべや)で執務した。奥の長官として、表の長官である老中も恐れるほど権勢があったといわれている。図2は奥の職制図である。小性・小納戸をはじめとする奥勤めの役職を支配し、将軍の耳目として遠国御用などを勤めた御庭番もその指図を受けた。

この図の側衆の配下の中に小性組番頭格奥勤(御用取次見習)という役職がある。蛭川親實はこの役についていたのである。しかし具体的にどのような仕事をしてきたのかこれまでわかっておらず、「見習」というからには、御側御用取次と同様の仕事をしてきたように思われるが、この「安政二卯年 年番取扱覚」を読み進めるうちに、この史料こそまさに蛭川親實が担っていた仕事の記録であることが判明した。まず史料1を見てみよう。¹¹⁾

〔史料1〕

(朱) 右書面都合八通、見廻し之上正格(土圭之間肝煎坊主)江下ヶ、留候而差上、伺之上廿六日(岡)三四郎(奥之番介)江下ヶ可申処、居合不申候ニ付依田平左衛門(奥之番)江下ル、廿九日右御金御支度宜旨三四郎申聞候、岩岡(大奥御年寄)被下、右之呼出朔日ニ大奥江申込、二月二日丹後守殿被通詞候、名代浜岡、大奥江相廻候御金二日不残相廻

これは正月25日の記事であるが、この日奥之番介岡三四郎から上がってきた書面8通を回覧し、いったん土圭之間肝煎坊主の吉田正覚のもとで書き留めさせ、將軍に伺った上で、翌日書面を岡三四郎に返そうとした、しかし岡がいなかったため、奥之番の依田平左衛門に下したとある。書面はいずれも、近臣や女中に下される御金のことで、29日にその御金の用意が出来たと、岡三四郎がいつてきたとある。大奥女中に下される御金が奥から出ていたことや、その伝達の仕方も判明する。

蛭川親實はそれぞれの案件をどのように処理したかという点を、このように朱書きで書いている。それを分析・集積すると、かれの担当していた仕事がよくわかる。すなわち、奥向き諸役人(主として奥之番)からカネとモノの出入りに関わる様々な書面(願書、伺書、注文、断)が提出される。それを御用取次の間で「見廻之上」(回覧し)、必要に応じ土圭之間肝煎坊主に控えさせ、將軍の決裁が必要なのは「伺」い、あるいは「入御聴」(耳に入れ)たのち、提出者に返すか、担当部署へ通達するというをしている。

以上より蛭川親實は奥向き担当の御用取次であったということ、老中など表の諸役人の取次ぎはしていないことがわかった¹²⁾。なお「安政二卯年 年番取扱覚」は公的な記録ではなく、蛭川自らが仕事の備忘としてつけていたものと思われる。

2. カネとモノの出入り

次にこの史料から判明したカネとモノの出入りについて検討したい。

1) 安政2年御小納戸入用について

まずカネの方であるが、將軍の御手元入用である御小納戸入用の安政2年の収支の大枠がわかる。表1・表2を参照されたい。ここに示された数字は翌年の安政3年6月19日に奥之番から提出された、御小納戸入用の調書に記載されたものである。安政2年の御小納戸金の受取高は、大判70枚、金1万3000両、銀1100枚である。正月と11月の2回に分け御納戸方から奥之番が受け取ったようである¹³⁾。表1から大判は残ったが、金と銀は不足したことがわかる。表2は赤字が出た金の御遣いの内訳を示したものである。遣い高の内、約22%が正月より12月までの

〔表1〕安政2年（1855）御小納戸入用

	請取	御遣	残り	不足
大判	70枚	29枚	41枚	
金	13,000両	14,985両3朱		1,985両3朱
銀	1,100枚	1,231枚18匁2分9厘		131枚18匁2分9厘

〔表2〕「金御遣」の内訳

正月より12月まで被為進被下（臨時・定式）	3,398両1分2朱	銀5匁7分4厘
その外	11,482両3分3朱	
去々年寅年小細工方諸式割増	32両1分2朱	銀4匁9分
銀100枚引替	71両2分	銀10匁
合計	14,985両	3朱 銀5匁6分4厘

被為進被下（臨時・定式）金、すなわち將軍の身近な人々への手当てや褒美（後述）に当てられ、約76%がその他の費用に当てられたことがわかる。その細目は不明だが、將軍の衣料・食料・日用品の購入や趣味などに当てられたものと思われる。

なお、金の不足は大判のお払いで充て、銀の不足は金と引き換えるなどし、それでも足りない分は御用意金銀（予備費）で補っている¹⁴⁾。そしてこの年の入用は前年より459両余減ったと記されており、経費の節減に心がけたことが窺える。

奥之番取扱いの御小納戸入用高は、寛政3年（1791）の入用高が合計3464両であったことが知られている¹⁵⁾。寛政期は松平定信の寛政の改革による緊縮財政が推進されており、奥向き入用も極力節約したと思われるが、それにしても安政2年の数字と大きな開きがある。物価の差もあるが、奥向き費用は11代將軍家斉、12代將軍家慶の時代にかなり膨らんだとみることもできる。

2) モノの調進・年貢・買上

次に「安政二卯年 年番取扱覚」に出てくるモノ、主として奥之番取扱いの反物・衣服等がどこから来るのか、どんな方式で調達されているのか見ておきたい。

〔史料2〕

長崎調進物御断申上候書付 奥之番

一上金巾 三拾三反

右者当卯年御用調進御座候様仕度奉存候、右金巾払底ニ御座（候）得者、中金巾二而反数合候積、（中略）長崎奉行江被仰渡可被下候、以上

正月

奥之番

史料2（正月20日の記事）は金巾（かなきん）33反を長崎より調進するよう、御用取次から長崎奉行へ通達してほしいというものである。金巾は目の細かな薄地の綿布で、舶来品である。この書面は御召物担当の年番奥之番から出ている。上物が払底していたら中物で反数を合わせてほしいとある。このほか長崎からの調進物として羅背板・¹⁶⁾べるべとわん¹⁶⁾という毛織物や中国産の絹織物なども入ってきている。¹⁷⁾

〔史料3〕

八丈織御詠之儀申上候書付	奥之番
一 八丈合京織	式百四拾反
内 百式十一反	御年貢
百十九反	御詠
一 八丈帯織	拾五反
一 黄紬	百四反
右八丈織之儀、来辰年都合三百五十九反御詠申付度奉存候	
卯二月	奥（之）番

〔史料4〕

八丈嶋御反物納之儀ニ付書付	江川太郎左衛門（英敏）
覚	
去寅年御注文	一 八丈合京織式百四十反 此度可相納分
（中略）	
右同断	一 同 帯織 拾五反
	是者御注文通此度可相納分
右同断	一 同 黄紬 百四反
	是者右同断
去寅年可相納分、書面之通織立方皆出来、内改相濟次第上納いたし度候、尤納日限之儀者前広御安（案）内可致候、	
依之御届申上候	
卯六月	江川太郎左衛門

史料3（2月29日の記事）はやはり奥之番から、御用取次に対し、八丈島で生産する織物を年貢と足りない分を詠えて注文することを通知したものである。これは翌年の分の注文で、前年に注文したものは史料4（7月16日の記事）に見るように、伊豆韭山代官の江川太郎左衛門

から織り立てができたので上納したいとの届が来ている。代官は勘定奉行の支配に属するが、奥向き需要の織物に関しては直接のやり取りになっている。

〔史料5〕

一 金貳千五百両

内	貳朱金	千五拾兩
	壹朱金	千四百五拾兩

右者人參御買上代金、野州板荷村人參中製所迄相廻候様、御勘定奉行江被仰渡御座候様仕度奉存候、以上

八月	永井佐渡守（御小納戸頭取）
	塩谷中務少輔（正路・御小納戸頭取）

史料5（8月5日の記事）は御小納戸頭取からで、下野国板荷村（現栃木県鹿沼市）にある幕府直轄の製造所で作っている朝鮮人參を2500両で買上げるので、代金を送るよう勘定奉行に通知して欲しいといっている。なお御用取次はこの書面を回覧ののち、勝手方若年寄に差し出している。

以上若干の事例であるが、奥で用いる衣料などの調達先は、長崎から（すなわち外国から）、あるいは伊豆八丈島から、下野国日光近くから、と広範囲に及び、その調達方法も、あるいは貢納あるいは買上げと様々であったことがわかる。

3) 献上品のリサイクル

江戸城に入ってきたものは、たんに消費されるだけでなく、リサイクルされることが多かった。將軍の「御召物」を臣下に与えたほか、大名からの献上品をリサイクルしている事実が史料6・7からわかる。

〔史料6〕

一 時服献上溜候儀も有之候哉、丹後守殿（本郷泰固・御側御用取次）正覚（吉田正覚・土圭之間肝煎坊主）ヲ以（深尾）善十郎（御納戸頭）江被尋候処、献上不残ニ而被下、三分一程ニ而、其余御詔ニ相成候由申聞候

〔史料7〕

談部屋申渡之覚

御嶋台掛
御用部屋

金貳百疋

本間意格（同朋格御用部屋坊主）

右者諸大名より献上之御嶋台、被進被下等相成候ニ付、取調方骨折候ニ付被下之

大名は端午・重陽・歳暮の三季に時服を献上したが、その時服はまた正月に大名に賜ったほか、近臣・女中たちにも下賜された。しかしその数は不足しがちで、史料6（5月24日の記事）では献上時服が溜まっているかと、御側御用取次の本郷泰固から坊主をもって御納戸頭に尋ねている。御納戸頭は献上品を残らず下賜されても必要な数の3分の1程度で、あとは御詫えになると回答している。また史料7（12月26日の記事）からは、大名から正月3日の謡初めのときに献上される飾り物の嶋台が、進上品や下され物になっていることがわかる。そのことに携わった嶋台掛りの御用部屋坊主に金200疋が与えられている。

4) モノづくりの場

また江戸城や浜御殿・浜御庭（現浜離宮恩賜庭園）ではいろいろなモノを生産していたことも指摘しておきたい。それは手当てや褒美を貰った人々の記事から判明する。

江戸城二丸には御製菓所があり、くすりを作っていた¹⁹⁾。また江戸城北西の吹上は広大な庭園で、吹上奉行が管理していたが、その配下に織殿之者がいて、織物を作っていた²⁰⁾。また甘薯掛・砂糖製作掛といった掛りもあり、さつま芋や砂糖を作っていたことがわかる²¹⁾。別邸の浜御殿・浜御庭でも浜織殿出役が織物をつくり、人参掛が朝鮮人参を作っていた²²⁾。また江戸城から離れて、前述の下野国板荷村の幕府直営の製造所では朝鮮人参を作っていたし、御小納戸頭取配下の野馬方役所が管理する安房国嶺岡の牧では牛馬を飼育しており、白牛（乳牛）の乳でバターに類するものを作っていた²³⁾。また次の史料8（11月25日の記事）に見るように巢鴨の薬園では綿羊を飼っている。羊毛をとるためであったのだろう。

〔史料8〕

奥之番江御断

○巢鴨御薬園定居之者江御手当之儀申上候書付

定居之二人江壺両ツ、綿羊飼立夜廻見廻りニ付

（朱）廿六日三四郎江下ル

○渋江元亮・渋江元順江御手当之儀申上候書付

二十両 元亮 十両 元順

御薬種御払代金より被下

作ったものは売ったようで、『旧事諮問録』の竹本要斎の話のなかに「吹上で野菜を作って売る、機を織って売る、錦魚を作って売る」という一文がある²⁴⁾。どのように売り出され、誰が

買ったのかは不明であるが、史料8によれば作った薬を「御払」しており、その代金から番町の薬園を預かっている渋江元亮・元順に手当が支払われていることがわかる。

3. 将軍をとりまく人々―手当と褒美―

奥向きの支出の中で大きな部分を占めたのは将軍周辺の人々への手当てや褒美である。

1) 家族

まず家族であるが、家定が島津家から御台所（篤姫）を迎えるのは翌年の安政3年12月になるので、当時家定の家族といえるのは生母の本寿院と、11代家斉の娘たち〔松栄院（家斉二女・浅姫・福井藩主松平齐承室）、溶姫（家斉22女・加賀藩主前田齐泰室）、末姫（家斉25女・広島藩主浅野齐肃室）、晴光院（家斉26女・喜代姫・姫路藩主酒井忠学室）、誠順院（家斉27女・永姫・一橋齐位室）〕・12代家慶²⁵⁾の養女たち〔精姫（家慶養女・久留米藩主有馬慶頼室）、線姫（家慶養女・水戸慶篤室）〕である。将軍の娘は養女も含め、結婚後も姫君と呼ばれ、一生将軍の家族として遇された。生母本寿院への下され金は次の史料9（11月10日の記事）にみるごとく年間500両で、御小納戸金から出ている。

〔史料9〕

本寿院様江例年被下候御金如何相心得可申哉之段（岡）三四郎（御小納戸奥之番）申聞候ニ付、（本郷）丹後守殿江御談申候処、是迄之通被進候而可然旨被申聞候ニ付、同人達置候、
春二百両
暮三百両
都合五百両
但、右御金儀者全御小納戸金より出ル

家斉の娘たち・家慶の養女たちへは、御香を進呈したり²⁶⁾、彼女たちに付けられている女中や医者²⁷⁾に手当てを支給している。

2) 侍臣たち

将軍に仕える人々への手当てや褒美の記事は枚挙にいとまはないが、史料10（11月25日の記事）と史料11（12月3日の記事）にその一端を示した。

〔史料10〕

左之通十一通 帳面二冊 御小性頭取（高井）豊前守差出

外ニ御鳥懸御新座敷御雨戸明建ニ付御褒（美）願差出

御茶屋掛名前 (朱) 三十三人 壹人減
 御鷹御用相勤候者名前 (朱) 四人
 御細工掛名前 (朱) 六人 御雇壹人
 鷹之間御雇名前 (朱) 昨年如例 七人
 御謡御相手之者名前 (朱) 讃岐守・周防守入、唯一抜ケ十人 壹人減ス
 御植木掛名前 (朱) 八人
 御花活掛名前 (朱) 五人
 御錦魚子相立候者名前 (朱) 壹人
 御絵御相手相勤候名前 (朱) 壹人
 雪白鴛鴦掛名前 (朱) 三十六人 壹人減
 御絵御用相勤候名前 (朱) 壹人

(朱)右拾壹通 御前差出候様同人江達ス

(後略)

[史料11]

十二月三日 左之拾二通 (高井) 豊前守差出ス

御弓御相手相勤候者名前 御能御囃方御番組語候者名前

〔	御休息御矢場ニ而度々御的有之、御弓掛	御書物御用相勤候者名前
	一同格別骨折候ニ付、別段奉願候者名前	御能掛名前
	御月代御髭数多御差上候者名前	御謡御相手折々罷出候者名前
	御表具御用相勤候者名前	竹橋掛名前
	御菓子御煮物御用相勤候者名前	御狂言小舞等折々罷出候者名前
	御糊細工仕候者名前	御手本差上候数書付 狩野勝川

(朱)右御前被下、御小性頭取扱

ともに年末の御褒美願いで、御小性頭取の高井豊前守から差し出されたものである。蜷川親寶は提出される書面のおもてだけ記し、名前を記すことを省略して人数のみ記録している。そのため詳しいことはわからないが、謡や絵の御相手をしたのは小性たちであったと思われる。「御雇」の者もあり、將軍の身近に仕える人々といっても、多様な雇用形態のあったことが窺える。植木掛り、花活掛り、金魚の飼育掛りなど、いろいろな掛りがあるが、「雪白鴛鴦掛」というものもある。竹本要齋²⁸⁾の話によると、吉宗の時代から江戸城で雪白鴛鴦が大切に飼われていたという。その掛りが36人もいたことがわかる。

史料11では能役者や絵師などの名前を書き付けたものが上がってきているが、なかに「御菓

子御煮物御用相勤候者名前」というのがある。同年3月、数寄屋坊主組頭の野村休成が井伊直弼に呈上した書の中で「乍恐上（家定）には追々御三十も被為過候御事にて御座候間、吹上の薩摩芋や唐茄を煮、まんぢう・かすていらを為御拵候事をバ御停止被遊²⁹⁾」、歴代の将軍のご守法の趣を心にかけるべき、と述べている一節と符合する将軍家定の日常生活が浮かび上がってくる。

3) 大奥女中

将軍をとりまく人々として、無視できないのが大奥女中である。大奥女中に対する手当てや褒美も御小納戸入用から出ているのである。例えば、大奥の主だった女中には町屋敷が与えられていたが、次の史料12（正月25日の記事）より御錠口の藤尾、表使の岡野、剃髪女中ら³¹⁾に対しては町屋敷の代わりに御金が与えられており、御小納戸入用から出ていることがわかる。

〔史料12〕

金貳拾兩	御錠口
	藤尾
右者為町屋舗代年々被下置候旨被	仰出候、当年茂書面之通可被下置哉
金貳拾兩	表使
	岡野
右者町屋舗（代）被下置候迄当年茂可被下置哉	
但文を略ス	天親院様（家定簾中有姫）元御年寄
	賢寿院
金三拾兩宛	秋清院
	融相院
右者町屋舗代として年々被〔下〕置候、当年も可被〔下〕置哉	
	文恭院様（11代将軍家斉）元表使
金貳拾兩	願生院
右者町屋敷代として年々被下置候、当年も可被下置哉	
（中略）	
右之通相廻可申哉奉伺候	
正月	奥之番

次の史料13（5月22日の記事）は先に述べた献上品のリサイクルにも関連する史料であるが、大奥女中について興味深い記述がある。やや長文であるが引用する。

[史料13]

奥向之衆并女中衆定式

深尾善十郎（御納戸頭）

夏被下之儀相伺候書付

戸田嘉十郎（御納戸頭）

奥向之衆并女中衆、当夏定式被下時服其外御品代御金ニ而被下相成候方、御入用度相減候ニ付、去寅年相伺候処、奥向之衆江者時服代り御金ニ而被下候積り御支度仕、女中衆之分ハ御品ニ而御支度可仕旨被仰渡候、当夏定式被下奥向之衆并女中共、御金ニ而被下相成候而者如何可御座有哉、去々丑年格別之御儉約被仰出候、右ニ付被仰渡候趣茂も（ママ）有之、時服類者去々丑年迄者西丸献上之御品御同所御用余り之分、御本丸江御品替ニ而請取御用立候処、当時者其儀無之、御詵織立相増候儀ニ付、旁以此段相伺申候、伺之通被仰渡候ハ、御金員數之儀者弘化元辰年伺済之先例を以御支度可仕候、奥向之衆・女中衆共何人分者御品、何人分者御金与申様相成候而も可然哉ニ奉存候、依之別紙差引書相濟、此段相伺申候、以上

卯五月

深尾善十郎

戸田嘉十郎

（中略）

右書面二通、奥之番次郎右衛門迄御納戸頭より差出、見廻之上万里小路殿・飛鳥井殿江之内談申度旨、（曲測）左門ヲ以申込、万里小路殿左之通り御請申候、大奥夏被下時服之儀、当年者西丸献上も無之、新規御詵織相成候者而者引足不申、御詵相成候ハ、御入用余程相増候間、御品代り御金ニ而被下相成候へ者、御入用余程御減相成候、当節嚴敷御儉約御年限中之儀ニも御座候間、御品代り御金ニ而被下候而如何可有御座哉、尤御表之儀者昨年も御金ニ而被下候旨、御談申候処、御不足ニ而御買上相成候者恐入候間、当年之儀者御金ニ而被下候而宜敷、且是者咄候儀ニ者無御座候得共、大奥ニ而者以下より以上被 仰付者へ時服被下候より御紋服用致候儀故、定式御金ニ而被下候様相成候而者困り候旨内談有之候

（朱）右書面二通、次郎右衛門へ相下、御表之儀者昨年之通、大奥之儀者当年ハ時服之分御金ニ而被下、且万里小路殿内々咄之趣次郎右衛門より御納戸頭へ極内々咄置

すなわち、奥向きの人々と女中たちに例年夏に与える時服について、納戸頭から品物より御金で支給の方が儉約になるので、御金で支給したいという伺いが出る。前年は奥向きの人々に与える分のみ御金で支給し、女中たちへは品物を支給したが、今年は女中に与える分も御金にしたいというわけである。その理由は、一層儉約につとめるということと、一昨年までは家定が跡継ぎとして西丸にいたため、諸大名から西丸に時服の献上があり、西丸で用いた残りを本丸に回すことができたが、現在はそれがなくなり、詵えて織り立てる分が多くなったので、御金で支給することにしたいというわけである。この案を大奥の上臈年寄の万里小路と飛鳥井に示したところ、今年は品物のかわりに御金で支給することを一応了解したものの、大奥では

御目見以下から御目見以上に昇進した者に時服を下されるのを機に、葵の紋服を着用するというしきたりなので、これからずっと御金で下されることになるのは困るというのである。葵の紋服は大奥女中の身分を表す指標であり、大奥にとっては重要な問題であったのである。

おわりに

以上、「安政二卯年 年番取扱覚」を通して、將軍家奥向きの経済生活の一端を述べてきた。

まずこの記録を残した御側御用取次見習の蛭川親寶の担っていた仕事・役割について検討し、次に將軍のカネ（御小納戸入用）について、安政2年（1855）の収支を明らかにした。モノについては、反物・衣服をはじめとする品々が調進・年貢・買上等により江戸城に集められたことを確認するとともに、献上品がリサイクルされていたことや、江戸城吹上・浜御庭等で織物や食物、薬種が生産されており、江戸城が消費するだけの場ではなかったことを指摘した。

奥向きのカネやモノは將軍をとりまく人々（家族・大奥女中・侍臣）への手当や「被下物」・褒美に多く費消された。その記事からは13代將軍家定の日常生活が垣間見える³²⁾。開国して間もない安政2年10月には大地震もあり、時代の波は少しずつ江戸城の奥にも押し寄せてきていたが、將軍家定の日常は従前と変わらないかたちで営まれていたといえよう。

【註】

- 1) 大野瑞男『江戸幕府財政史論』（吉川弘文館、1996年）、大口勇次郎「天保期の幕府財政」（お茶の水女子大学『人文科学紀要』22巻2号、1969年）など、飯島千秋『江戸幕府財政の研究』（吉川弘文館、2004年）。
- 2) 一般に中奥といっているが、幕末期、御側御用取次を勤めた竹本要齋は「中奥の称よろしからず。御小姓・御小納戸の社会を奥といい、女中の社会には大の字を付すことなり。この別を正し置かねば、すべて誤解を免れず」（『旧事諮問録』上、岩波文庫 300頁）と述べているように奥というのが正しいので、ここでは奥を使用する。中奥は奥とは別物である。
- 3) 諱の読み方は不明。ちかともと読んでおく。
- 4) 本図は、深井雅海・藤實久美子『江戸幕府役職職鑑編年集成』31（原書房、1999年）掲載の図を一部改変して作成した。
- 5) 『旧事諮問録』上（岩波文庫）30頁・80頁。
- 6) 旗本の蛭川家文書は平成17年度に江戸東京博物館に寄贈された。
- 7) 坂井誠一『遍歴の武家』（吉川弘文館、1963年）。
- 8) 『寛政重修諸家譜』第千百七十六。
- 9) 親寶の略歴は『柳営補任』等に拠る。
- 10) 深井雅海『図解江戸城をよむ』（原書房、1999年）180頁の表を転載させていただいた。
- 11) 史料1～13はすべて「安政二卯年 年番取扱覚」よりの引用。傍線と（ ）の注記は筆者。
- 12) ちなみに御側御用取次は老中支配であり、御用取次見習は若年寄支配である（前掲「安政武鑑」参照）。
- 13) 「安政二卯年 年番取扱覚」正月11日、正月16日、11月朔日の記事。
- 14) 大判のお払いは1枚に付26両、41枚では金1066両となる。ほかに「地震に付別請取金」の残金10

- 両を加え、1076両をもって金の不足に充てた。差引金909両3朱は御用意金で補っている。銀の不足は100枚を金と引換え、差引銀31枚18匁2分9厘は御用意銀で補っている。
- 15) 飯島千秋『江戸幕府財政の研究』44頁。
 - 16) オランダから舶来した羊毛の織物。
 - 17) 「安政二卯年 年番取扱覚」正月20日の記事。
 - 18) 洲浜台の上に尉や姥、鶴亀などの形を配したもの。
 - 19) 「安政二卯年 年番取扱覚」7月25日の記事。
 - 20) 「安政二卯年 年番取扱覚」12月6日の記事。
 - 21) 「安政二卯年 年番取扱覚」12月3日の記事。
 - 22) 「安政二卯年 年番取扱覚」正月27日・12月2日の記事。
 - 23) 「安政二卯年 年番取扱覚」11月15日の御褒美の記事に「白牛酪製薬人」が出てくる。牛酪はバター。
 - 24) 『旧事諮問録』下（岩波文庫）33頁。
 - 25) 「徳川幕府家譜」（『徳川諸家系譜』第一、続群書類従完成会）、「幕府祚胤伝」（『徳川諸家系譜』第二、続群書類従完成会）、『続徳川実紀』第三卷（吉川弘文館）などに拠る。
 - 26) 「安政二卯年 年番取扱覚」4月7日の記事。
 - 27) 「安政二卯年 年番取扱覚」6月23日・12月5日の記事。
 - 28) 『旧事諮問録』下（岩波文庫）43頁。
 - 29) 『井伊家史料』四（『大日本維新史料』）153頁。
 - 30) 拙稿「江戸幕府女中分限帳について」（『学習院女子短期大学紀要』30、1992年、のち『日本女性史論集』2に収載、吉川弘文館、1997年）。
 - 31) 退職・剃髪女中への町屋敷給与は前年の嘉永7年（1854）に停止された（前掲拙稿）が、従前より与えられていた者へは町屋敷代が支給されていたことがわかる。
 - 32) この史料をさらに読み込めば、将軍とその周辺の日常をより詳細に明らかにすることができよう。